

工場立地法の概要

目的

工場立地の段階から周辺の生活環境との調和を保つ基盤を整備し、公害の発生をしにくくする体制を整えさせることにより、早い段階での生活環境の保全を図ることを目的とする。

対象工場

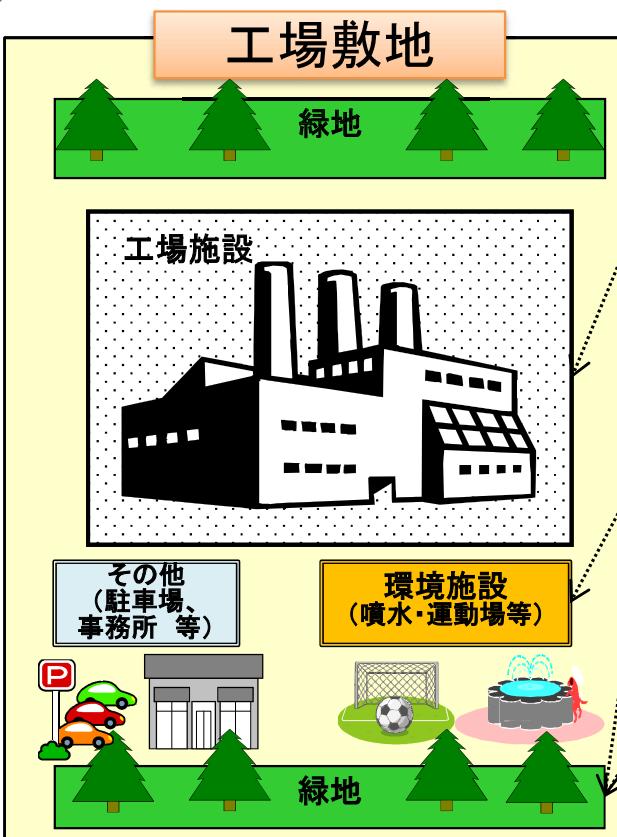
- ◆業種：製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業（水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所は除く）かつ
- ◆規模：敷地面積 9,000m²以上 又は 建築面積 3,000m²以上

届出義務

生産施設面積や緑地の整備状況について、工場が立地している都道府県、市に対し届出。
(届出から90日間は着工不可。但し、自治体の判断で短縮可。)

準則の内容

※都道府県及び市は、国が定める準則に代えて、地域の実情に応じ、準則の制定が可能。



国が定める準則

【生産施設面積】
(物品の製造施設・加工修理施設)
: 業種により敷地の30%~65%以内
国が一律に策定

【環境施設面積】
(周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの)
: 緑地も含め敷地の25%以上必要
環境施設
= 緑地+緑地以外の環境施設
<緑地以外の環境施設とは>
緑地に類するもの：噴水、運動場等

【緑地面積】
(樹木や地被植物が生育する土地)
: 敷地の20%以上必要

地方自治体が定める準則

都道府県・市は、条例により、地域の実情に合わせ、国の定める範囲内において、緑地及び環境施設の割合を独自に策定が可能。

＜国が定める範囲＞
□環境施設(含む緑地)
　敷地の10%~35%
□緑地
　敷地の5%~30%

勧告・変更命令 罰則

準則に適合しない場合、是正の勧告を実施。勧告に従わない場合は、変更命令を実施。
変更命令に違反した場合等に、罰則規定あり。

緑地・環境施設について

○緑地とは

植栽その他の主務省令で定める施設(法第4条)

→土地又は施設(建築物その他の施設(以下「建築物等施設」という。)に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるもの(以下「建築物屋上等緑化施設」という。))で、次のいずれかのもの(規則第3条)

1. 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
2. 低木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る)で表面が被われている土地または建築物屋上等緑化施設



○環境施設とは

環境施設=緑地+緑地以外の環境施設

緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めるもの(法第4条)

緑地以外の環境施設

次の各号に掲げる土地又は施設であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるもの(規則第4条)

1. 次に掲げる施設の用に供する区画された土地
 - ① 噴水、水流、池その他の修景施設
 - ② 屋外運動場
 - ③ 広場
 - ④ 屋内運動施設
 - ⑤ 教養文化施設
 - ⑥ 雨水浸透施設
 - ⑦ 太陽光発電施設
 - ⑧ ①～⑦に掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの
2. 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの



緑地面積率・環境施設面積率の基準

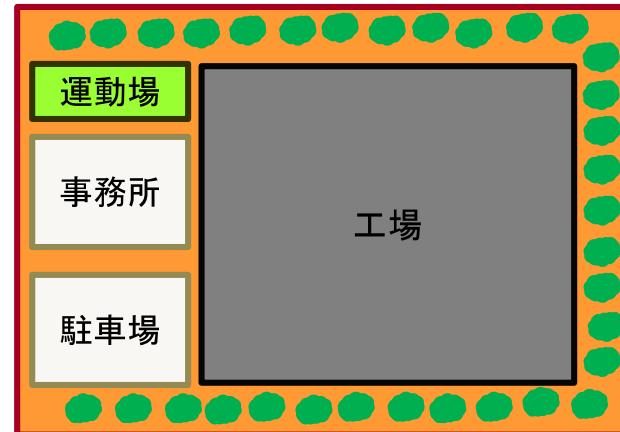
工場立地法に基づく準則

(1) 国準則(法第4条)

経済産業大臣等は、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表する。

○告示による準則第2条、3条

- ・環境施設(含む緑地):25%以上
- ・緑地:20%以上



(2) 都道府県準則・市準則(法第4条の2)

都道府県及び市は、条例により、国が定めた基準(左表:告示による)の範囲内で、緑地面積率及び環境施設面積率等について、国の準則に代えて適用すべき

**都道府県準則(町村部)
市準則(市部)**

をそれぞれ定めることができる。

	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
環境施設	住居の用に併せて商業等の用に供されている区域 (準工業地域)	住居の用に併せて工業の用に供されている区域 (準工業地域)	主として工業等の用に供されている区域 (工業地域、工業専用地域)	第1種区域～第3種区域以外の区域
うち緑地	25%超～35%以下	15%以上～30%以下	10%以上～25%未満	10%以上～30%以下